

## 該非判定書

作成責任者

会社名：IARシステムズ株式会社

役職：代表取締役社長

氏名：原部 和久

電話番号：03-5298-4800

### 対象貨物・役務

USB ドングル  
IAR Systems AB 製

### 判定 (2024.2.1 施行法令準拠)

輸出令別表第一の	1 項～15 項	非該当
同	16 項	該当
外為令別表の	1 項～15 項	対象外
同	16 項	対象外

### 判定理由

標記貨物は、ソフトウェアの提供に付随して当該ソフトウェア使用者に提供されるものである。これに、ライセンスされたソフトウェアに対応するコードが暗号で記録されていて、これを USB ポートに挿入時のみ当該ソフトウェアを使用できる仕組みとなっている。

ソフトウェアに付随して提供されるため、型番等は存在しない。

#### 輸出令について

暗号装置は輸 9-(7)で規制されるが、現代では暗号は日常で使用されているため、本項番には多数の除外規程がある。標記貨物は省令 8 条九号への除外規程に合致するため、本項番に非該当である。

他に検討すべき項番はないため、標記貨物はリスト規制について非該当と判定する。

#### 外為令について

対象貨物には、技術データ・プログラムの類は付属しない。よって、外為令別表については、対象外と判定する。

#### 準拠法令について

本判定書は 2024/2/1 施行法令に基づくが、今時改正は標記貨物に影響しないため、現行法令においても結論は不変である。

### 添付資料

- 項目別対比表 (全 1 頁)

## 輸出貿易管理令 別表第一 項目別対比表 (該非判定用)

2024.2.1 施行法準拠

市販暗号装置専用

貨物名：USB Dongle

メーカー名：IAR Systems AB

型及び銘柄：

9-(7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条 輸出令別表第一の9の項の 経済産業省令で定める仕様のもは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (第3条第十九号ハ(二)2、本号へ、 第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く)	【×】		
イ～ホ 略			
へ 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの (該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって 書面により確認できるものに限る。)	<○>		
(一) 次の1から3までの全てに該当するもの	<○>		
1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において 又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは 同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条 2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に 接続した入出力装置(電話を含む。)による注文に より、販売店の在庫から販売されるもの	<○>		
2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者 によって変更できないもの	<○>		
3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して 当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の 必要がないもの	<○>		
(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品で あって、次の1から3までの全てに該当するもの	<->		
1 情報システムのセキュリティ管理機能が 当該部分品の主たる機能ではないもの	< >		
2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を 変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を 追加できないもの	< >		
3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者 のために設計し、又は改造していないもの	< >		

判定結果

□該当

■非該当

作成責任者：(作成年月日： 2024年1月15日)

会社名 IARシステムズ株式会社

所属・役職 代表取締役社長

(フリガナ) ハラヘ カズヒサ

氏名 原部 和久

電話 03-5298-4800

該当項番

① 輸出令別表第一の項番 [ ]

② 貨物等省令の条項等の番号等

[ ]

[ ]